

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和4年12月28日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：山中委員長他

### <質疑応答>

○司会 それでは定刻になりましたので、ただいまから12月28日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。

ヨシノさん。

○記者 すみません。テレビ朝日ヨシノです。よろしくお願いします。

今日の委員会の最後のところで、これまでの面談録の作成と公開のルールですか。これを更新するというか、する指示を出されたようなのですが、その辺についてもう一度御説明いただけないでしょうか。

○山中委員長 これまでの高経年化した原子炉に対する安全規制の検討の過程について、昨日記者会見を職員がしたと思いますけれども、それを受けて、私自身、原子力規制委員会の独立性などが具体的に損ないかねない問題行為とまでは言える行為があったとは考えてはおりませんけれども、やはりそれぞれの職員が様々な疑念を持たれることがないようにきちっと行動をしてほしいと。

今後、その教訓を生かしてほしいということで、やはり透明性を上げていただくということがまず第一の対応手段かなというふうに考えました。これ委員間で様々な議論をさせていただいて、その透明性を上げるための方法として、まずは原子力利用に関係するノーリターンルールの対象となっている組織の職員との面談については、公表をしていただくと。これは10月5日に私が既に運転期間の延長について資源エネルギー庁と面談する場合については公表をしないということを示唆をさせていただきましたけれども、その延長上にあるものというふうに考えております。

○司会 ほかに御質問ある方いらっしゃいますか。エンドウさん。

○記者 共同通信のエンドウです。関連してお伺いします。

今の御発言についてなのですが、まず独立性を損ないかねない問題行為があったとまでは考えないと。そう考える根拠というのはどういったところからなのでしょう。

○山中委員長 まず面談の概要について、全7回ですか。その概要を私も報告を受けておりますし、皆さんに配られた資料については説明をさせていただいております。

それを見た上で昨日の会見を聞いて、そこで面談において行われたことは、資源エネルギー庁の担当者から方針を聞きおくということと、安全規制に関して立ち入るような資料に記述があった場合には、そこにコメントをするという、そこにとどまったということを資料の中で聞きましたし、あるいは昨日の会見でもそういう説明がありましたので、原子力規制委員会の独立性を損なうものではないというふうに考えました。

- 記者 ちょっと確認なのですが、委員長は私たちが説明を受けた資料以上の説明というのは受けていらっしゃるのですか。
- 山中委員長 あの資料以上のものは受けておりません。
- 記者 例えば、議事録が昨日公開されたわけでも、決して資料が出てきたわけでもありません。こういった中でそれが真偽は規制庁さんのほうの主張であって、一方的に何の根拠もなく判断できるものではないと個人的には考えるのですが。
- 山中委員長 今後、公表できる資料については皆さんにも公表していく予定になっておりますので、それを見て皆さんも御判断をいただければいいかと思えますし、私自身も職員の言葉は信用しているつもりですけれども、その資料を見て改めて確認はしたいなというふうに思っております。
- 記者 その上でなのですが、ここはちょっと御所感をお伺いしたいのですが、しばらくの間、その本格的な議論を開始するまでの間、山中委員長のほうには報告がなかったこと、この点でその段階でもうある程度もう事務方では情報は入っていて、それなりの案を固めている作業を着手しているというふうに捉えたのですが、この行動に関してはいかがですか。
- 山中委員長 あの程度のいわゆる面談の内容が仮に委員として耳に入ったとして、その後の行動が変わったとは私は考えておりません。
- 記者 ちょっと嫌らしい捉え方をすれば何があったか分からないので、たらればでしかないのですが、エネ庁さんの形がもうある程度分かっている、そこでもう事務方の、何が言いたいかと言いますと、今回の了承された案自体が追認されたものというふうな疑義も持たれる可能性もあると思うのですが、この点いかがですか。
- 山中委員長 決してそのようには思っておりませんし、委員間できちっとその10月5日から様々な方針を議論して、高経年化した原子炉の安全規制について検討ができたというふうに思っておりますし、規制庁の職員がつくったものの追認になったとは考えておりません。

私自身は、既に2年前の委員会で利用政策が判断する運転期間について、我々規制委員会が意見を申し上げるべき事柄ではないというふうに結論を委員会で出した時点で、この後、高経年化した原子炉に対しての規制というのはどうあるべきかというのはその時点からずっと考えておりましたし、基本的に私自身は相当長い間それについては検討をしてきたつもりです。

様々なメディアに対して質疑をさせていただきましたけれども、かなり早い時点で今

の原案に近いような大枠についてはお答えをさせていただいていたと思います。これはもう諸外国の例を見ても10年置き認可制度にするというのが、運転期間に期限がないようなケースでは、典型的なケースとして考えられておりますので、私自身はそれが一つの形だろうというふうに考えておりました。

○記者 具体的にお答えいただければと思うのですが、その新しいその制度案で事務局案じゃない、委員長を含めて、委員の案が盛り込まれたというのはどんな部分なのか。

○山中委員長 基本的に似通ったような案になるというのは、もうそれこそ世界的に見て、いろんな例を調べてもよく似た、いわゆる高経年化した原子炉に対する規制というのはされておりますので、よく似た案になるというのは、もう当然のことかなというふうに考えています。

○記者 もう一度確認になりますけど、ということは特になく、要は共通していて特に、何だろう、プラスオンになったとか、これはちょっとこう変えたほうが良いというものはなかったということですか。

○山中委員長 恐らくこれから具体的にどういう項目について認可をしていかなければならないか、あるいはどういう点を検討していかなければならないかということについては、これまでも委員の間でいろいろ議論が出てきたと思いますし、これからそのいろんな検討項目が出てくると思います。それについては、いろんな意見が委員の間で出てきましたし、例えば、設計の古さについてどう考えるか、こういうこともこれから議論していかなきゃいけませんし、60年以上どういふふうな規制にしていくべきかということについても、これからだねということは、事務局からは提案されなかったもので、我々がこれから議論していくべきことかなというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問がある方いらっしゃいますか。

オカダさん。

○記者 東洋経済新報社のオカダです。よろしくお願いいたします。

すみません、同じテーマなのですが、昨日原子力規制庁から資料の存在が確認されたという説明がありまして、それとあといろいろ見解が述べられたということなのですが、それについて質問させていただきます。

この1枚の図、これは庁内で作ったということなのですが、これを見ますと特に青字で書かれているところというのは本来規制委員会でこういったことを発議して決めるべきことが、既にここに、例えば、現行は施設管理の一分野であるものを高経年化を切り離し、計画の認可とか計画に従った措置の義務化、規制検査計画の変更命令という仕組みにするとか、本来これは規制委員会で初めて議論すべきことではないかと思うのですが、こういったことがここに記載されているということは既に、ある程度のもう路線

というのが出来上がっていたのではないかというふうにも読めるのですが、そうじゃないと事務方は、なんか担当者が書き過ぎたみたいな言い方なのですが、委員長はどのようにお考えですか。

○山中委員長 それは恐らく環境省に提出された資料だと推測いたします。

少なくとも私自身、いわゆる環境省からの依頼に応えるということ自身は何ら悪いことではないと思うのですが、規制庁としてのクレジットが取れていない書類が出ていくということ自身がやはり問題があったというふうに思っています。

○記者 そうしますと、独立性を損ないかねない問題行為があったとまでは考えられないというふうにおっしゃっていますが、不適切な対応だったということは事実ということですか。

○山中委員長 その点については、私は適切ではなかったのではないかなというふうに思っています。

その資料を規制庁の正式な書類として何か提出をしたのであれば、当然どういう部署がどういうふうにしたかというのは経緯も書いてあるような書類になるはずですし、これはもう本当にクレジットが取れていない書類が出ていったということは、適切ではないというふうには考えています。

○記者 これちょっとにわかには信じ難いのですが、これ法令審査室の担当の方が、このポンチ絵みたいなものを作って、環境省のほうに渡したというわけですが、これ法令審査室の方というのは、いわゆる経産省との面談でいうと、どちらかと主体というよりは横にこういらして、何かこう横で聞いているみたいな存在だったと思うのですが、そういう方が自分なりに作った資料だとした場合にはやっぱりこういうやり取りが行われて、エネ庁と担当課の原子力規制庁の規制企画課の間で面談でやり取りをされていたから、こういう議論がされていたからこそこういう青字の書きぶりになるんじゃないかというふうに、一般的に情景描写からすると考えられるのです。情景を想像するにですね。その辺というのは、何か疑念は持たれなかったのでしょうか委員長は。この事務方の説明というか、担当者が先走って書いたというのはおっしゃっているのは本当にそうなのかですね。

○山中委員長 資源エネルギー庁から方針を聞くということ自身は、私、何ら独立性に違反するものではないというふうに考えていますし、そこに書いてある内容というのは少し技術的な内容も含まれておりますけれども、先ほどからお話ししておりますように必ずしもその法令だけの専門官ではなくて、技術的なことがある程度分かっていたら当然その推測ができるような事柄ではあると思います。

ただ、それが出ていったということ自身は、クレジットのない形で出て行ったということ自身は問題あると思いますけれども、内容自身がどうどうということについては特段何かそこに独立性に違反するようなものがあったのではないかとはいませんでした。

○黒川総務課長 ちょっとすみません中身について1点だけ。職員がその中身を書けたこと

について1点だけ補足をしようと思います。

その法令審査室の職員はエネ庁との面談にも同席をしていますし、規制企画課と一緒にこちらの高経年化の制度の検討にも参画しております。あの長官ほか8月23日と書いてあると思いますが、長官ほかとの打合せの中にも入っておりますので、別に中身としては普通に書けるものではありません。

○記者 ということ、ちょっと私にもわかにはまだ咀嚼し切れてませんが、あとこの資料の中では、エネルギー関連の束ね法、経産省の主請議によりみたいなことが書かれていて、経産省がもう何かルールを敷いていて、本来であればこの炉規法というのは規制委員会の所管の法律であるわけですから、それ自体が本当にこういうふうにシナリオが書かれているものを描写して、環境省に渡すということ自体も、もう規制庁とか規制委員会の主体性がなくて、エネ庁にリードされるがままに何か議論を進めようとしていたというそういう雰囲気なんかひしひしと伝わってくるのですが、そうじゃないのですか。

○山中委員長 そのような疑念を抱かれたということは非常に問題だと思っておりますし、そのような疑念を抱かれないためにもこれからきちっとルールをつくる、あるいはルールができる前は関係者との面談については公表していくということを今日委員会で決めさせていただきました。

○記者 あともう一つです。

最後の質問ですけど、この9月1日の併任人事の中で、企画官の方もこれ含まれているということで、これ課長補佐であれば、この人事権限というのは、決裁権限というのは、規制庁の長官だと思うのですが、この企画官の決裁権限も長官なのですか、それとも企画官とか室長というのは一つ課長補佐よりも上のグレードということで、委員会メンバーにはならないのでしょうか。

○司会 事務方から説明させていただきます。

○金城原子力規制企画課長 規制企画課の金城ですけども、これ、何度か説明しているかと思いますが、その職員がやっている役職もありますけど、当然その職員がもらっているあの給料は別途決まっています、その給料で課長補佐であるか、管理職であるかというのは、決まっていますので、たまたまその職員はまだ、課長補佐級の給料だったということで、手続的には長官までとなっています。これはもう決まっていることなので。

○記者 これ企画官という職であっても職責であっても給料が低いと、課長補佐として実質扱うということなのですか。

○金城原子力規制企画課長 この給与は年次とかですね、それまでの職歴とかで、もうある意味決まってくるものですので、そのときの異動のときは課長補佐であったということですね。

○記者 昨日ちょっとその原子力資料情報室の方が記者会見をして、企画官というのは、

委員長決裁が必要な人事じゃないかという指摘があったのですが、それはその指摘は間違いだということなのではないでしょうか。

- 金城原子力規制企画課長 少なくともその指摘は間違いだということですね。
- 記者 それは何か具体的に根拠は示した上で御説明いただけますか。
- 金城原子力規制企画課長 もう根拠は特にもうその職員があつた課長補佐級であつたという事実以上は特にはないですね。
- 記者 これその記者会見のときに室長とか企画官というのは、その課長補佐とはグレードが違うというようなことを元に人事権限は課長補佐とは違うんじゃないかというような説明だったと思うのですが、あんまりちょっとあれですけど、ちょっともう少し詳しく正確なところを教えてくださいとありがたいのですが。
- 金城原子力規制企画課長 それ以上の詳しい説明はないと思うのですが、その一応、職員自体はまだ補佐級の役職、少なくとも給与であつたという以上ないです。
- 黒川総務課長 ちょっと補足しますと、要するにイメージで軍事になぞらえると、要はその何とか大佐みたいなものが、そこでいうとお給料みたいな話で、何とかという船の艦長みたいなものが、その企画官みたいな名前、だからそのある船の艦長がその階級が何かは当然変わるわけです。だからその何とか艦長というのが企画官で、そちらでは誰が決裁するか決まらなくて、そのお給料のほうで決まる。だから階級のほうで決まるのでそうになっているという、そういう整理です。
- 記者 ありがとうございます。

- 司会 ほかに御質問ありますか。  
マサノさん。

- 記者 ありがとうございます。フリーランスのマサノです。  
まず7月28日に既に原子炉等規制法を含む束ね法案の検討を開始したということが原子力規制庁のほうには検討されていたのが委員に伝えられなかったことというのは問題ではないかと思うのですがどうでしょうか。

- 山中委員長 いわゆる束ね法で検討するということが方針として、規制庁が資源エネルギー庁から受け取ったということだと思ふのですが、それについて特に何か問題だとは思いません。

- 記者 所管法から運転期間について取られてしまうということについて問題がなかったとおっしゃっているのだと思いますが、堂々巡りになるので次の質問にします。

この件について、金城課長と経産省の皆川原子力基盤室長がやり取りしたこと、この資料ではなっていますが、昨日の会見で明らかになったのは、次長のカウンターパートと経産省のカウンターパートとやり取りをしていたということが明らかになりました。これは非常に聞いていてショッキングなことだと思ふのですが、委員長はどのように考えますでしょうか。

- 山中委員長 方針を、資源エネルギー庁から規制庁が聞いていたというそういう事実だと思うのですが、私は特にそれ自身は問題だとは思いませんし、その事実が仮に委員会に報告されていても今の安全規制に対するその進め方というのは変わっていないと思いますし、少なくともかなり長い間運転期間については議論をしてきて、2年前の段階で運転期間については利用政策側が判断すべき事柄であって、原子力規制委員会は意見を述べるべき事柄ではないというのは決定しておりますので、その時点でもう既にこれについてはどういう方針でどういう利用政策側が検討されるかということについては、我々何も意見を申し述べないという、そういう立場を確認したということだと思います。
- 記者 各レベルで、規制庁と経産省の各レベルでカウンターパート同士が意見交換をしていたというのは、非常に私たち普通の人から見るとおかしなことだと思うのですが、今日、先ほど説明になられた、今後のルールを変える中では、課長レベルだけではなく次長レベル、長官レベルでもやり取りをしたということは電話のやり取りも含めて、記録に残すという理解でよろしいでしょうか。
- 山中委員長 基本的に面談を行った場合には記録に残してほしいという、そういうルールをつくってくださいという、今日はそういう指示を出しました。
- 記者 電話のやり取りも残すべきだと思うのですがどうでしょうか。というのは、今回内部情報について尋ねたときに、金城課長は電話でのやり取りはしていましたと、何回もやっているのですと、それは昨日もおっしゃってましたけれども、面談でのやり取りよりも遥かに多くの回数電話でやり取りをしていなければそういう回答にはならないのですけれども、あるいは嘘をついているのか、どっちかだと思うのですが、ですので、電話のやり取り残させるべきではないでしょうか。
- 山中委員長 少なくとも面談については公表をする。その記録が残っていれば、少なくとも委員会として自己で判断ができますので、電話について、全て録音して残すというのは、実効性のある規制委員会の行動であるというふうにはちょっと考えにくいのですけど。
- 記者 録音でなくて、メモでいいんじゃないかと思うのですが、次の質問をさせていただきます。

2年前の見解についてなのですが、何度も委員長は規制側がというふうにおっしゃってますけれども、衆議院の原子力問題調査特別委員会12月8日、この前行われたばかりですが、笠井亮議員から質問を受けたと思います。それは今年の4月7日の原子力問題調査特別委員会で、更田委員長が見解について尋ねられて、このように言ったということで、昨日黒川課長に聞いたら黒川課長も覚えてなかったのでもっと読み上げますが更田さん、こういうふうに言っています。「見解の内容を見ていただければお分かりいただけると思いますけれども、ATENA（原子力エネルギー協議会）の要望をはねつける見解となっております。停止期間を40年から除くべきではないかという主張を

再三ATENAから求められたのに対して、私たちは運転期間から40年、時計の針は止めないという旨の検討を述べたものであります。規制の虜という御批判は当たらない」と更田委員長のお答えになっています。

○山中委員長 更田委員長が言われたのはそのとおりかと思えますし、私もその見解は一致しているところです。

ただし、令和2年7月29日の我々、原子力規制委員会のまとめた見解の中の一つであります。少なくとも暦年で高経年化した原子炉の安全規制を行うというのは一つの見解であって、幾つかの見解の中には、運転期間についての見解もまとめられていて、そこについては、運転期間については利用政策側の判断すべきことであって、我々原子力規制委員会が意見を申し述べる事柄ではないという見解もまとめさせていただいているので、一つの答えとしては更田前委員長のお答えで間違いはないかと思えます。

○記者 おっしゃるとおり12月8日に時計の針を止めないということ突きつけられて、山中委員長御自身がこのように答えました。「コンクリート構造物等については、長期運転停止期間も劣化が進むことから、高経年化した原子炉の劣化については、その停止期間も含めた暦年で確認する必要がある」とおっしゃったのですね。これ間違いありません。

○山中委員長 間違いありません。

○記者 そうすると、停止期間も含めた暦年でということと、先日出された案で審査中のものであるとか、未適合のものは暦年でやるものの対象外になるということになってしまっていますけれども、案では。これどっちなのですか、委員長としては。

○山中委員長 暦年でやるということには変わりありません。いわゆる規制のカレンダーのタイミングが変わってくるだけの話であって、暦年でずっとやっていくということについては変わりありません。

○記者 未適合炉についても一つ確認させていただきます。10月5日前に未適合炉について規制庁が決めていたとしたら問題だと思うのですがいかがでしょうか。

○山中委員長 少なくともそのような議論がされたというのは聞いていません。

○記者 昨日会見でお尋ねしたところ、10月5日前までにはそういったことが話され決められていたのではないかと、話が出ていたのではないかとということを金城課長に聞いたところ、金城課長は「その時点ではまだいろんな案が出ていたけれども、いろいろその議論がまだ残っていたと思う」ということで、事実上、未適合炉のことも含めて、委員会で議論が始まる前に、規制庁の職員の中では話がされていたということが分かったのですが。

○司会 すみませんマサノさん、簡潔に御質問をお願いします。

○記者 はい。どうでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、検討準備ということでは、新規制基準適合した炉に対する高経年化案に対する安全規制というのに加えて未適合炉というのは当然検討の一つには

なろうかと思しますので、当然それは委員会で10月5日以降様々議論をさせていただいたところだと思います。

○記者 すみません。最後の質問です。7月時点からのやり取りについて公開を昨日、受けたのですけれども、7月27日のGX（グリーントランスフォーメーション）実行会議で議論されたことを鑑みると、それよりもさらに前から規制庁と経産省の間でやり取りが行われていたと考えるのは当然なのですが、どう思われますでしょうか。それについて調査などされる御予定、あるいは何か聞いていたので。

○山中委員長 特に聞いておりません。調査するつもりも今のところありません。昨日、皆さんに報告させていただいたのが全て真実だと思っています。

○記者 真実だったとしても、その前が実はあったということがあったとしても問題ないとお考えでしょうか。

○山中委員長 それは、私は把握しておりませんので、お答えできません。

○黒川総務課長 すみません。事務方、総務課長から補足いたします。

先日説明いたしましたものは、GX、1回目の実行会議よりも前のも含めて、運転期間延長についてやり取りをしたことがあるかということで聞き取りを行っています。その7月の第1回のGXより前に面談は行われていないということは確認をされています。

○記者 すみません。電話のやり取りはどうでしょうか。

○黒川総務課長 電話については、今回は調査対象にしていませんので、そこは分かりかねます。

○記者 分かりました。ありがとうございました。

○司会 ほかに御質問ありますか。

イワイさん。

○記者 日経新聞のイワイです。

委員長は以前の記者会見で、今回の調査結果が出る前に、頭の体操なので問題ないという見解をおっしゃっていたと思うのですが、今日、そのルール改正の指示をされるまでに何かこの認識が変わられたのでしょうか。

○山中委員長 あくまでも独立性を損なうような何かやり取りがあったというふうには思っておりませんが、やはり皆さんに疑念を抱かれるような、そういうことがあったということは、やはり透明性という意味で、より改善していく必要があるということで、委員の皆さんと議論をさせていただいて、どういう対象の、どういうことについて公開をしていくべきか、あるいは、その公開をされることで、委員が情報として把握することができて、問題があれば委員会で議論ができるという、そういう状況を委員の皆さんと意見交換をさせていただいて、対象としては、そういうノーリターナルの対象になっているようなところとの面談については、公表させていただくということを決めさせていただいて、規制庁に指示をさせていただいたところですよ。

○記者 ありがとうございます。

環境省に対して出した情報について、先ほどのお答えで、規制庁のクレジットがっていない情報を出したのが問題であったということをおっしゃったんですけども、ちょっとどういう意味なのか教えていただけますでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、誰が、あるいは、どういう部署が作って、いつ作られたものなのか、あるいはその機密性はどうかということについては、何の記載もされていないような、そういう図が出たということが問題であって、何かそういう環境省からの依頼に対して答えたということ自身は、問題があったとは思いませんけれども、書類のクレジットそのものに問題があったというふうに考えています。

○記者 昨日の事務方の説明では、これ、その委員会で議論が始まる前の段階の話であったので、その検討内容を予測させる部分を外部機関に出したということが問題であったということを事務方は説明していたのですけれども、その点はいかがでしょう。

○山中委員長 恐らく先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、技術的なことをある程度分かっている方ですと、その情報を得ることができる立場にあれば、技術的に推測できるような内容が含まれたような資料であるというふうに推測します。

したがって、そういう詳細な資料をクレジットなしで出したということ自身、私は問題だというふうに解釈をしています。

○記者 そのクレジットというのは、委員会で出した資料でなくても、内部で作られた、公開されていないものでも、クレジットがあればよいということですかね。

○山中委員長 どの部署が、どういうふうな目的で作られたものであるかというのがはっきりしていれば、そういう情報交換というのはあり得る話かなというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

規制庁のほうは、昨日の説明と、ちょっと委員長の今の説明が違うように私、感じたのですけれども、いかがでしょうか。

○黒川総務課長 すみません。総務課長、黒川です。

特に大きな違いがあるとは思いませんけれども、先日、私の説明、中身の点について主に説明しましたけれども、先ほど委員長がおっしゃった、クレジットの問題、要は、誰が、いつ、どういう目的で書いて、一切書いていないので、そちらも問題だということをおっしゃったのだと思います。中身についても同様の認識だと思います。

○記者 中身について、違う認識ではないかと思ったのですけれども。

○黒川総務課長 書けること自体は書ける。ただ、文字を書くのは書けますけど、その環境省という外部機関に出すものとして適切な文書ではなかったと。

委員長、クレジットを強調されましたけど、クレジットを取るためには当然、どこまで開けるかいろいろありますけれども、少なくとも原子力規制企画課には相談していたものと思われまして、その過程で環境省に出すものとしてどうなんだということで、結

果として削られていた可能性は高かったのじゃないかと思われま

○記者 ありがとうございます。

ちょっと委員長にもう少しお伺いしたいのですが、今回の一連の出来事ですね、事務局案を規制委が追認するような形になっていないかという疑念であったりとか、経済産業省から影響を受けているのではないかといった疑念が持たれるような状況であると。それに対してルールをつくることで透明性を高めようということ、今日の委員会で決まったと思うのですが、委員会の中で黒川さんがおっしゃっていたこと、そうだなと私も思ったのですが、ルールだけでは不十分ではないかということをおっしゃっていました。

そのルールをつくることに加えてどういった対応が必要なのか、自立的に情報公開に向かっていくような組織なり、それは原子力規制の信頼を高めるといふことだと思うのですが、そうなるためにはどうしたらよろしいのでしょうか。

○山中委員長 まず個人個人の意識のありようというのは、もう課長が言われたとおりでと思うのですが、それでなかなか前に進まないところもありますので、今日、委員会で議論させていただいて、まずルールをつくりましょうと。ルールをつくる前から、実は運転期間については、もう面談については公表してくださいということで公表が既にルールがない状態で行われています。

これから先は、関係する省庁の部署との面談については、ルールがない状態でも公開をしてくださいという、これはもう本当に個人個人の行動原理、これをきちっと守っていただけて進んでいただくということにかかっているわけですが、ここは、職員を信じたいと思いますし、ルールができる前でもきちっと守っていただけるものというふうに考えています。

○記者 最後の質問なのですが、面談録を作った後、公開するというルールができた後、これはどういった副作用が予想されるのかというのは、いかがでしょうか。

○山中委員長 恐らく面談録を作る、あるいは面談を公表すること自身は、何かその業務に支障が出るという、全省庁に対してやるわけではありませんので、少なくともノーリターンルールが適用されているところについては、それをやってくださいというお願いだったので、特段の何か業務に対して支障が出るとは考えていません。

○記者 ちょっと私の想像なのですが、今回、非常に短い期間で委員会で議論し、年内にパブコメ案を決定するところまで持ち込めたのは、その7月以降の、頭の体操も含めた様々な検討、情報交換があったからではないかなと想像しているのですが、例えば、その情報交換の中には、エネ庁がこういった法改正を考えているという非常に重要な情報もあったというのが昨日の説明でありまして、仮にその面談録を公表するとすれば、エネ庁から、そういった重要な情報がかなり遅れて入ってくるようになってしまわないか。例えば今回、初めから公表するという方針、ルールがあれば、そういった情報は、10月5日以降に正式に面談をしてよいというか、してい

ましようという方針が委員会から出た後になされて、その後でも法改正についての情報が、束ね法で云々というような内容が規制庁にもたらされるまで、いつになったのかなということを想像すると、このようにスピーディーに決めていくということが難しくなってしまうのではないかと。それは原子力規制の遅れにつながるのではないかなと思うのですけども、いかがでしょうか。

- 山中委員長 先ほどもお答えいたしましたけども、今回の安全規制に対する、その制度設計というものが、資源エネルギー庁との打合せに基づいて、スムーズに進んだとは考えていません。相当前から様々な、いわゆる制度設計について職員は検討していたと思いますし、スイッチが入ったのが多分、私自身もそうですけれども、GXの会議で、第2回ですかね、実際に運転期間の延長という文言が資料の中に現れてきたという、私自身はもうこれで確実だなというふうに思いましたし、小委員会で具体的な中身について理解ができて、方針を読んで確認してという、そういう手続を取ったままで、実際に制度設計については、相当前から皆さん、運転期間が無限にもし延びたとしても、高経年化した原子炉に対する安全規制が厳正に継続できるようなルールとしてはどういうルールなのかということについては考えていたと思いますし、特段この数か月の検討のスピードに何か資源エネルギー庁から得た情報が影響しているとも私は思っていません。
- 黒川総務課長 すみません。事務方から1点補足します。高経年化の件については、委員長がおっしゃったとおりだと思いますけども、もう少し一般論的に言えば、おっしゃったことをおっしゃるとおりだと思います。こちらが何でも出すと分かれば、じゃあ規制委員会に出す情報を遅らせてやれという判断をする役所が出てくる可能性はあります。それはすごい重要な部分でありまして、今の透明性確保方針、事業者に対するものは、そういうものは一切あり得ないことが分かっているので、全て例外なく作るということになっていますけれども、役所になったときに全て例外なく同じようにやって大丈夫なのかというのは検討しなければいけない部分で、いずれにしても、いずれ透明性確保方針の改正案を提示いたしますので、そのときまでにそういうことは整理される。事業者と同じように例外なくなるかもしれませんし、何か必要なかもしれない、そこは今は分かりません。
- 記者 今の黒川さんの説明だと透明性を高めて、原子力規制の信頼を高めていくということに本当につながるのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。
- 山中委員長 私は基本的に関係するノーリターンルールが適用されるような省庁については全て公表してくださいという、そういうお願いでルールを提案していただくと。それで多分、また委員と職員との間の議論があるかもしれません。
- 記者 現時点では、例外なく公表するというようお願いされると。
- 山中委員長 私はそう考えています。
- 記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ありますか。

ハセガワさん。

○記者 NHKのハセガワです。

同じ案件で、冒頭、委員長が教訓を生かしてほしいとおっしゃったところ、その教訓、今回の案件に対する最も大きな教訓は何だったというふうに考えていらっしゃいますか。

○山中委員長 やはり透明性に欠けた部分があったというふうに思っています。そこが一番の教訓です。

○記者 それはどの点において。

○山中委員長 面談をしたにもかかわらず公表がされていなかったという、その点については、透明性が欠けていたというふうに思っておりますし、委員も皆さんそういう認識でありましたので、少なくとも私は10月5日以降は公表してくださいというふうに、運転期間の問題については公表してくださいというふうなお願いをしておりましたし、これは委員会には諮っておりませんので、今日改めて委員会で関係する、伴委員のほうからノーリターンルールが適用される省庁の部署について、面談録は公開するという御提案がありましたので、皆さんの賛同を得ましたので、そういう方向で検討を進めていただく。そのルールができるまでは、それぞれの職員が行動規範に基づいて、それぞれでやっていただくという、そういうところになるかと思えます。

○記者 やはり透明性に欠けた部分があったというところで、やっぱり規制庁発足から10年たって、透明性の根本に関わる、根幹に関わるルールの見直しにまで発展するという状況についてはどのように考えていますか。規制組織として、その透明性に対する意識の薄れみたいなものがあるんじゃないかと思うのですが、その辺りどうでしょうか。

○山中委員長 恐らく行政庁間での情報交換については、当初から特に何か、公表性とか公開性ということについては求めていなかったと思うのですが、今回、このように皆さんから注目をいただいて、様々な疑問が湧いたということは、私自身がやはり透明性をもっと上げていく必要があるのではないかということで、これはかなり御意見としては、行政庁間でのやり取りまで公表してしまうということで、業務に支障が出るのではないかという、当然そういう御意見もあろうかと思えますけれども、少なくとも、原子力利用に係る省庁の部署については、面談については、公開ということを原則でルールづくりをしてくださいということ、委員会として規制庁に指示したということです。

○記者 あとは、今、ガバナンスの指摘もあったと、委員からは、きちんとした報告が遅かったというふうな意見が出されていたりとかということ、そのことについてはどうでしょうか、どう受け止めていらっしゃいますか。

○山中委員長 恐らく、省庁間の職員同士のやり取りというのが、全てその委員会に諮らなければならないという、もし仮にルールにしたとしたら、かなりスピードが遅くなる

かな、そこには弊害が出てくるだろうと。むしろ、面談を公表してもらうことで、委員がそれで情報を得て、そこで、もうこれは問題だと思えば委員会で議論すればいいことでもありますし、情報のやり取りについて、何か全て委員会に図るとするのは、余りに実効性のない、あるいは意味のない、多分ルールになってしまうのじゃないかなというふうに思います。

むしろ公表してもらえれば、委員は情報把握できますし、問題があればそこを見て委員会で議論をすればいいことですので、私はそれで十分、委員会のガバナンスとしては保てるというふうに考えています。

○司会 ほかに御質問ありますか。

オノザワさん。

○記者 東京新聞のオノザワと申します。

私もその件についてお伺いしたいのですが、10月5日に委員長が、面談は透明性を持ってやるようにというふうに公開することを指示して、そのときに、もうさんざん面談していたわけで、実はこういう面談をしていましたというふうに誰も言わなかったわけですね、規制庁の人たちは。このことについてはどう思いますか。

○山中委員長 その時点で過去について、私、何か求めたわけではありませんので、これから先、私が委員長になって、もし何か方針を聞いた場合には公開をしてくださいというお願いをしましたので、過去について何か遡って情報を出せということは指示をしておりませんので、特にそれについて何か思いはございません。

○記者 ただこれ、当然やり取り公開しろといったら、実はこういうことでしたというのは普通の感覚だったらあると思うのですが、そこら辺、何か、規制庁側が委員会のことを軽視になるんじゃないかというふうにも思うのですが、今回の一連の規制庁の対応について、委員会へのその姿勢というか、一応違うので、そこについてはどういうふうに思われますか。

○山中委員長 先ほどからお話をしておりますように、やはり透明性については、より高める必要があったらというふうに思っておりますし、そういう指示を今日出したところですし、委員の先生方も同じような意見を持っておられると思います。

○記者 分かりました。

1点、これまでの過去の面談についてなんですけども、資料とかが出てきたら公表はするというお考えは聞いたのですが、どういうやり取りだったのかというのは、かなり世間的にも関心が高いことですし、7回やったという回数まで分かっているの、どのようなやり取りの中身だったのかというの、事後にはなりますけど、公開すべきだと思うのですが、そこはどう思われますか。

○山中委員長 昨日、皆さんに公表した資料というのが恐らく、もう全てなのじゃないかなというふうに思います。あれ以上、詳しい資料を作るというのは多分、難しいのじゃ

ないかというふうに思います。

○記者 資料じゃなくてやり取り。

○山中委員長 やり取りの概要については、あれが全てかなというふうに思います。

○記者 じゃあ、あれ以上は、もう過去のことは遡って公表するお考えは今のところないということですかね。

○山中委員長 概要については、昨日、事務方から報告をさせていただいたとおりで、これからそこで用いた資料について、皆さんに発表するという、そういうことも多分、昨日のプレス会見であったと思いますけども、そこを見ていただければいいかなと思います。

○記者 あと、新しく公表する対象、ノーリターンルールに限ったことについてなんですけども、今回、内部資料を渡した相手が環境省だったということもあって、そういう所管の環境省だったり、ほかの省庁は必要ないというふうに思われたのは何でなのですか。

○山中委員長 やはり全省庁に関して、このようなルールを適用するというのは、業務に支障を与える可能性があるということで、まずは原子力利用に関係する省庁の部署に限ろうということで、委員の先生方からもそういう意見が出ましたので、私もその方向でよかろうということで、まずはそれでルールをつくってくださいということで指示をしたところです。

○司会 ほかに御質問ありますか。

新潟日報のエンドウさん

○記者 新潟日報、エンドウです。

関連して伺います。規制庁と規制委の情報共有の在り方をめぐっては、柏崎刈羽原発でIDカードの不正があったときに報告が遅れたという問題があったと思います。あのときも保安規定の審査に透明性が欠けたというような総括をされていたと思うのですが、こうした問題が起きるのは2回目だと思うのですが、そのガバナンスの面であったり、委員長としての御認識というのはどうでしょうか。

○山中委員長 やはり委員会と規制庁の情報共有の問題というのは、前回もそうだったと思いますし、今回もそのようなことだろうと思います。特に中身については、独立性を損なうような問題はなかったのですが、やはりその透明性、情報共有のありようというのは考えていかなければなりませんし、そういう意味で今日ルールづくりを指示したところです。

○記者 あのときの教訓が生かされていなかったのじゃないんでしょうか。

○山中委員長 確かにその情報共有ということで改善すべき点はあったかと思いますが、今回ルールができるまでは自主的な活動になりますけども、少なくともルールづくりをきちっとしていただいて、改善はしていきたいと思います。

○記者 ありがとうございます。

それともう1点、別件なのですけれども、先週の水曜日の夕方に、臨時会議を開かれていると思います、柏崎刈羽原発の追加検査について。伴委員とか杉山委員の視察について報告を受けたと思うのですけれども、それを受けての委員長としての所感と、今後の検査の見通しについてお聞かせいただけますか。

○山中委員長 検査については、進捗があったという報告を受けております。

お二人の委員については、もう既にプレスに対して公表されておりますけれども、改善をされているという方向で印象は持たれたという報告を受けております。

今後の検査の予定ですけれども、継続して追加検査はしていくつもりにしておりますし、私もそうですけれども、田中委員、石渡委員が現地に赴いて状況を把握していただく。特に厳しい季節の中での対応状況について、きちっと観察をしていただくという、そういう予定にしております。

○記者 ありがとうございます。

それと、しばらく公開の会合で議論されていないと思うのですけれども、先々週の会見では1月中にも公開の会合で議論したいという、委員長、お考えを示されたと思うのですが、その方針に変わりはないでしょうか。

○山中委員長 1月ないし2月に、できるだけ早めに、ある程度の、皆さんに何か情報を公開できるようなものをまとめて公開をさせていただきたいと思っています。

○記者 それは検査結果の取りまとめとまた別、もう一段前の段階ということですか。

○山中委員長 前の段階です。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ありますか。

ササキさん。

○記者 朝日新聞のササキと申します。よろしく願いいたします。

先ほどの東京新聞さんの質問の関連なんですけれども、10月5日に今後は面談録を公開するように指示をしたことについて、それより前については特に指示をしていなかったもので問題はないというようなお話をされたかと思うのですけれども、もしその時点で山中委員長御自身が10月5日以前も面談をしていたということが分かっていたのであれば、その以前についても何か公開できる資料であったりとか、面談録がもし残っているのであれば、公開すべきという指示をしていたのではないのでしょうか。

○山中委員長 その時点で何か情報があれば公開をしてくださいというお願いをしていたと思います。その時点で私自身、情報を持っておりませんでしたので、ここから先、少なくとも委員長になってから先、こういう運転期間について資源エネルギー庁とやり取りがある場合には、面談の公表をしてくださいというお願いをしました。

○記者 そうすると、それより前については指示していないので問題がないというのが、ちょっと理解に苦しむといたしますか。指示していないのではなくて、情報がなかったの

で指示できなかったということになるのかと思うのですが、いかがですか。

○山中委員長 少なくとも情報ございましたので、指示ができなかったということです。

○記者 分かりました。

あと、透明性の話を先ほどからされていましたが、国民への見られ方の問題で10月5日にエネ庁を呼んで、山中委員長のほうから規制庁に具体的な新しい審査制度についての検討を指示をされました。その際に片山長官は、実務的にはエネ庁と情報交換しながらやっていく必要があるかと思えますけれども検討を進めていき、原子力規制委員会のほうに報告をしたいと思えますということで、これをそのまま聞くと、これから検討を始めますというふうにしか聞こえないのですけれども、実際にもう検討が始めていることを、それは明らかにしないで、これから検討しますというふうに受け取れることを公開の場でされるということについて、見ているメディアも含めて、国民の中には、もうだまされたというふうに思っても仕方ない側面もあるのかなと思うのですが、それについてはいかがですか。

○山中委員長 やはり透明性について、問題があったというのを私も認識をしておりますし、委員の先生方もそのような認識だと思います。今後そのようなことがないように、きちっとルールをつくって、透明性高くやっていきたいというふうに思っています。

○記者 分かりました。

あともう1点お伺いします。今後は推進官庁との面談録を作ることをルール化することですけれども、これまでルール化されていなかったのは、なぜだというふうに考えますでしょうか。

○山中委員長 行政庁の職員間のそういう情報共有、あるいはその情報交換について、何か公開をしないといけないというルールがあったとは思いませんし、その辺いかがでしょう。

○黒川総務課長 事実としてルールはなかったということでございますけれども、やはり行政機関同士いろんなやり取りがございます。今日の議論でもノーリターンルールのところは全てというような話も出ていますけれども、本当にそれでいけるのかというのは私、評価できていません。いろんな、そもそも資料は開示できないものとか、やった概要をどこまで言えるのかと、いろんな会合の性質ごとによって変わってくる可能性があって、相手が被規制者であれば、そういうのは一切例外なく、こういう関係などと定義できますけれども、役所間の場合は、そのいわゆる推進官庁と何とか官庁という関係以外にもいろんな関係性がありますので、ちょっとなかなか、今、定義難しく、そういう理由もあって多分定まっていなかったのだろうと。ただ、今回定めるようにと指示がありましたので、その辺も全部整理したルールをつくる必要があると考えています。

○記者 分かりました。ただ、一方で、原子力規制委設置法の参議院の附帯決議の中では、原子力を推進する組織はもとより、事業者等との接触のルールをつくりということで、

もとよりという形で、エネ庁などとの接触については透明化を図るとというのが指示されていたと思うのですが、それにもかかわらずこれまでルール化されていなかったということについては、山中委員長御自身は今となつては問題だったというふうに考えるのか、これまでは必要なかったと考えるのか、いかがでしょうか。

○山中委員長 これまでは、職員個人個人の行動原理に基づいて、独立性、透明性を担保しながら業務をしてきたと思うのですが、やはり今回の件を鑑みますと、やはりきちっとルールづくりをして、守っていただくということが、まずは国民の信頼を得る、まず第一歩かなというふうに思いますので、それを指示したところです。

○記者 分かりました。ありがとうございました。

○司会 ほかに御質問はありますか。

2回目の方は少々お待ちください。タシマさん。

○記者 共同通信のタシマです。よろしくお願いいたします。

私もガバナンスの件でお伺いしたいのですが、先ほどNHKからの質問で、その都度その省庁間のやり取りを聞き取っていたら時間がかかって実効性のある委員会として機能しないということでお話しされていて、でも、一般には多分それで通じると思うのですが、今回の件に限って言えば、福島原発事故以来の大きな政策転換に関わることで、それに関しての法改正をする意向があるというのを7月下旬に規制庁の担当者レベルでもキャッチして、そこから当時の更田委員長に報告するまで約1か月かかっていると。

その点で、ちゃんと規制委員会がちゃんと規制庁をガバナンスできているのか、連携はどうだったのかと、ちょっと改めて見解をよろしくお願いいたします。

○山中委員長 原子力規制委員会の規制庁に対するガバナンスに問題があったとは思いませんけれども、やはりそのような疑念を抱かれるようなことがないように今後きちっとその透明性を高めて、そういう疑念を抱かれるようなことがない、そういうルールをきちっとつくっていただいて、それに基づいて行動をしていただくというふうに今のところ考えています。

○記者 ルールをつくれれば十分というものでもないと思うのですが、すみません、ちょっと繰り返しになってしまうんですが、職員の方、個人個人の意識を高めるということも重要だと思うのですが、その辺りの、どう対応していくべきかというところを改めてお願いいたします。

○山中委員長 職員の様々な能力向上ですとか、意識の向上ということについても、私、様々な努力はしていきたいと思えますし、そこがまず基本かなというふうに思えます。ルールは最低限のラインを決めるものであって、それはもう必ずしも万全だとは思いませんけれども、まずはルールづくりと職員の意識改革ということを、私自身先頭に立って進めていきたいというふうに思えます。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

すみません、あともう一件別件で、今週の月曜日に高経年化した原子炉の新しい安全規制に関する事業者との意見交換会が行われましたけれども、事業者側からは特段、移行期間について質問がいろいろ出ましたけれども、全体的なことについては特に異論はなしということでした。

大きな政策転換なのに異論が出なかったということについては、どのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

○山中委員長 恐らく一番の興味は、その施行期間、施行時期についてのこと、これからどう移行していくのかということについて一番興味があったのだらうなという。

それから、様々な細かな議論というのは公開でやらせていただいているので、事業者も多分、どういう制度になるかというのはある程度想像ができていたということで、あまり異論が出なかったというふうに想像しています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに1度目の御質問の方はいらっしゃいませんか。

では2度目の御質問の方。マサノさん、エンドウさん、ヨシダさんで回したいと思えます。マサノさん。

○記者 フリーランス、マサノです。

パブコメについてなのですけれども、今回このような情報が明らかになった以上、国民の多くが疑念を抱いています。パブコメは、黒川課長が、今公開を準備しているものが全て出た後でパブコメを始めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○山中委員長 少なくともパブリックコメントについては今の期限をまず守って御意見を伺いたいというふうに思っています。

○記者 では、延長するとか改めてするとかということもあり得ると考えてよろしいでしょうか。

○山中委員長 今のところそれは考えておりません。

○記者 事業者からの意見を聞いている段階だと思いますけれども、その逆の立場というか、慎重に高経年化評価を考える立場の方の意見も面談で聞くべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○山中委員長 以前もお答えをさせていただきましたけども、パブリックコメントで御意見をいただいて、それに対して一つ一つ細かくお答えをするというのが適当であるというふうに私自身考えています。

○記者 事業者に対しては、先日、規制庁のほうから、パブコメも出してくださいということでした。アンフェアではないでしょうか。

○山中委員長 特にこれまでとやり方を変えているつもりはございませんし、これまでどおりやらせていただきたいというふうに考えています。

- 記者 次の質問をします。すみません。9月16日に、規制庁は、原子力安全規制を見通したような記述は削除するように指摘したということをおっしゃっております。頭の体操と言いながら、スルーする部分と、例えば見解を切り取って、原子力小委員会、9月22日の資料に見解を含めることはスルーしながら、ある一方で削除するというような決断をしているわけなのですけれども、これは規制庁という事務局ののりを既に超えて越権行為だと思われませんが、どうでしょうか。
- 山中委員長 安全規制に踏み込んだ部分について、修正あるいは削除を求めたということについては越権行為だとは思っていません。
- 記者 最後の質問です。9月26日に山中委員長は就任会見を行いましたけれども、金城課長によれば、このとき以降、情報共有をするタイミングだと考えたそうです。それ以前は、まだ委員たちに炉規法から運転期間を引っこ抜くという、資源エネ庁の考え方を共有しなくていいと考えていたそうなのですけれども、つまり、先ほど指摘させていただいたように、更田委員長は、見解は、ATENAの要望をはねつけるものだと考えていた。その委員長がいる間は黙っていた。山中委員長が就任の会見で初めてエネ庁の考え方を共有することを考えたということだと思うのです。長くなってすみません。これについてどのようにお考えでしょうか。
- 山中委員長 少なくとも更田委員長が委員長として在任されていた令和2年7月29日の委員会の見解で、運転期間については利用政策側が判断することであって、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではないという見解をまとめられたのは前委員長ですので、私とその前委員長で何か立場が変わって、規制庁の職員の対応が変わったとは思っていません。
- 記者 更田委員長は、ATENAの要望をはねつける見解だとはっきりと国会答弁でしているので、ちょっと今の山中委員長の御回答は理解できませんけれども、ありがとうございました。

○司会 それでは、エンドウさん。

○記者 共同のエンドウです。2回目、失礼します。

どうしても今までの話を聞いていて、その独立性、透明性という部分で、本当にこれで担保できていたのか、問題なかったのか、非常にちょっと、余計疑問に思うのですが、そもそも、今回、委員長または委員の方が御存じない中で、規制庁の方が、それも経産省出身でという方が、そもそも頻繁に接触をしてやり取りをしている状態。これをそもそも、先ほど朝日さんのほうにもありましたけども、設置法のほうには、そもそも透明性を図るという趣旨のことが織り込まれているにもかかわらず、委員長にすら報告はないまま進んでいっていたと。さらに、結論から言うと、何ら大きな、事務局案に、そうやってつくった事務局案に対して、何ら、いわゆるちゃぶ台返しがないまま了承したという、このフローだけ見ても、一般的には、パーツパーツは分かるんですけども、

独立性というか、もう経産省と一体となって進めた案件としか見えないというのが私たちの正直なところなのですが、この点どう反論されますでしょうか。

- 山中委員長 独立性を損なうような、何か経産省から指示があったり、提案があった、それに対して規制庁の職員が応えたというような事実は、少なくとも私は聞いておりませんし、そのような事実があったとも思いません。独立性を損なうような何か問題がここにあったとは私は考えておりません。

ただし、おっしゃるとおり、透明性についてはまだ改善すべきところがあるというふうに委員の先生方も思われておりますし、私自身も思いましたので、そこについては改善するように指示をしたところです。

- 記者 反論はしていなくても、そもそも、向こうの情報収集と、これは捉え方だと思うのですが、情報収集と言いながら、その情報をつかんで、それに合わせていくということは、半ばもう一体というふうに捉えることも十分できると思うのですが。要は否定をしていない、要は違うペースでこちらは行くという分離をされてないわけですよ。足並みがそろっているわけですよ。その段階で、これはもう一体で進めたと言わざるを得ないと個人的には思うのですが、いかがですか。

- 山中委員長 少なくとも、もう2年前の時点で、運転期間については利用政策側が判断すべきことという、そういう見解を原子力規制委員会を出しておりますので、2年前の段階で、既に、どこかということは分かりませんが、運転期間について何か提案があった場合には我々は意見を申し述べるべき立場ではないという、そういう見解を出しておりますので、既にその時点から検討は開始していたということですので、特に何か経産省から提案があって検討が始まったというものではないというふうにお考えいただいたらいいんじゃないかなというふうに思います。

- 記者 経産省のルールにきれいに乗っている、言い方を変えればですね、ようにも思うのですが、すみません、再度の質問で恐縮です。

- 山中委員長 これは本当に問題を複雑にしているところかと思えますけれども、運転延長の制度について、炉規法のその同じ条項の中に、運転期間の定めと高経年化した原子炉の安全規制の定め、二つがセットになっているということが非常に皆さんに誤解を招いているところかと思えますし、この点については今後も丁寧に説明はしていきたいと思うのですが、少なくとも運転期間の定めについては、我々は何も意見を申し述べる立場ではないという、ここについては、もう以前から決まっていたことで、これについてどこかから新しい提案があれば、その上で我々は高経年化した原子炉に対する安全規制を継続するというを中心に注力すべきであるというふうに、私自身は委員の段階から考えておりました。

- 記者 全てひっくるめて、改めてなのですけど、7月の27から10月の5日の委員会としての決定までの間に7回の面談があって、ほかにも電話のやり取りが多数回あったという状況の、これを規制委員会として、何も要は知らなくても、ガバナンス的には問題は全

くないということなのですか。

○山中委員長 透明性については本当にその改善すべき点があったというふうに認識しておりますし、私自身。委員もそのような認識でおられた委員が多かったということで、改善の指示をしたというのが今日の時点でのことでございます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日のヨシノです。すみません、2回目。

私も3代の委員長を取材している身として言わせていただきたいのですが、僕は独立性の高い三条委員会というのは非常に重いものだと思って期待もしていたのですが、今回、岸田政権がこの制度を変えるということで、12月の終わりぐらいまでに成案を持ちたいということで、両方一緒に動き始めちゃったのだと思うのですよ。けれども、三条委員会なのだから、別に経産省の有識者会合とかの結論を得てから検討を始めたって別に構わないのじゃないかと私は思っていて、それを疑念に思っていました。そこについては委員長はどのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 私自身、ペースを合わせるという、そういうつもりは全くございません。少なくとも、考えていたのは、高経年化した原子炉に対する安全規制が継続して行える、そういう制度設計をするということが基本で検討を進めた次第でございます。必ずしも経済産業省にペースを合わせて何か検討を進めるという、そういうつもりはございませんでした。

○記者 では、政権の要望にはやはり答えなきやいけなかったのでしょうか。くしくも12月末までに成案、概要は出来上がったわけなのですか。けれども、やっぱり岸田政権の要望には、三条委員会といえども、やはり答えなければならないということでしょうか。

○山中委員長 そういうつもりもございません。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

オカダさん。

○記者 度々申し訳ございません。東洋経済のオカダです。

委員長、もともとこの運転期間については、2年前に利用規制の範疇であるというようなことを委員会として決めたのだとおっしゃっていましたが、そもそもこれ自体が本当に立法趣旨にそぐうものなのか、福島原発事故の後に、この運転期間の制限設けられたときには、これ安全規制の問題だということが国会でもはっきり細野大臣がおっしゃっていたと思いますし、田中委員長も運転延長については、もう例外中の例外だということで、そんなに簡単にできるものではないというようなことをおっしゃって。2年前にそういうふうに見方を変えたということなのかもしれませんけど、その辺りがやっぱり十分な議論でないところに問題があるということはないのでしょうか。

- 山中委員長 少なくとも運転期間延長認可制度の中での運転期間の考え方については、5年前から様々な形で検討をされてきたというふうに私自身思っております。最終的に令和2年7月29日に委員会として見解をまとめたというのが経緯でございますし、そのぐらいの期間をかけていろいろ議論をしてきたということが事実でございますし、必ずしも拙速に何かその運転期間についての判断をしたというふうには思っておりません。
- 記者 結局、安全規制というふうに当初、立法したこと自体に誤りがあったということなのですか。
- 山中委員長 様々な国会で議論があったということは承知しておりますし、技術的な議論もあったし、政策的な議論もあった。委員会としては、その令和2年の段階で、これはやはり利用政策側の判断をされることであって、私ども原子力規制委員会が意見を申し述べるべき事柄ではないという、そういう結論に至ったわけでございます。
- 記者 今回、東ね法案ということでGX関連法という扱いになるのかと思いますけど、経済産業委員会あたりでやるということになるのかもかもしれませんが、東ね法案自体に関しては野党からも非常に問題だというような、議論が十分できないとか、いろんな意見が現にもう既に国会でも指摘されているわけですけど、本来これ炉規法というのは、所管は規制委員会であるとしたら、そういう東ね法案を容認するとか、あるいは利用規制だから意見は申し述べるのがないとか、そういうスタンスそのものが問題なのだというふうに世間から見られるのではないかとも思うのですが、その辺については委員長どのようにお考えなのでしょうか。
- 山中委員長 この点については、本当に丁寧にこれからも説明をさせていただかないといけない点であろうと思います。運転期間については、繰り返しになりますが、やはり政策的に決められたものであって、我々、技術的に何か詳細に原子力発電所の寿命が決められたものではないというふうに解釈をしておりますし、委員会の見解としては、運転期間については原子力規制委員会が意見を申し述べるべきことではないという、あの見解をまとめさせていただいたのは、そういう経緯でございます。この点については、丁寧にこれからも説明をさせていただきたいというふうに思っています。
- 記者 やはり丁寧にきちんと国民、野党も含めてきちんと分かるためには、やはり東ね法案では駄目なのじゃないかと思うのですが、きちんと炉規法として一本ちゃんと法律を原子力特別委員会あるいは環境委員会など、規制委員会がきちんと主体性を持ってやれるところで審議するというのが筋なのじゃないかと思うのですが、経産委員会で先方に預けちゃって大丈夫なのでしょうか。
- 山中委員長 国会で御議論をいただくことでございますし、その場で私は、もし質問があればきちんとお答えをさせていただきたいというふうに思っています。
- 記者 では、特に東ね法案にされてしまうこと自体に関しては問題はないということですか。
- 山中委員長 どのような形で法案がこれから出されるかということについても、恐らく

これからまだ議論をされるどころだろうと思いますし、その結果によって、丁寧に説明をさせていただきたいというふうに思っています。

○記者 ただ、もうこの資料に束ね法案と書かれているわけだから、最初からもう束ね法案でいくというのが、もうルールが敷かれちゃっているのじゃないかと思うのですけど。

○山中委員長 これは少なくとも委員会でまだ報告を受けたものではございませんし、先方からの多分方針の提案だったろうというふうに思っております。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかによろしいでしょうか。

マサノさん、簡潔に1往復でお願いできればと思います。

○記者 フリーランス、マサノです。

先ほど委員長、5年前から運転期間について検討を始めたとおっしゃったのですが、私の聞き間違いでしょうか。でなければ、何のことですか。

○山中委員長 5年前から運転延長認可制度について様々な議論がされたということです。その中で運転期間についていろんな議論がなされているということでございます。

○金城原子力規制企画課長 事務方から補足します。

皆さんが今議論になっている見解のペーパーにも、この見解をまとめるに至ったスタート地点は平成29年の原子力部門の専門者との意見交換というのがありますので、このペーパーの中を見ていただければ、それが分かると思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

そうすると委員長は分かっていたということですね。今回この、昨日のあのペーパーが、7月以降のペーパーが出てくる、来てもびっくりすることなく、ああ、あれねという感じだったのだなというのがちょっと分かりました。

それと、すみません、確認なのですが、原子炉等規制法の中に、運転期間の条文を読むと、別にその運転制限、運転規制40年というのと、高経年化が別々に入っているわけじゃなくて、1条の中に一つのセットというか、一つが一体になっていて、40年を超えるのだったら、1回につき延長20年可能ですよと。でも、そのときに審査を受けてくださいねと書いてあるので、これ1回で全部で運転制限、規制政策なのですが、その理解はされているのでしょうか。

○山中委員長 少なくともその条項の中の運転期間については、これは利用政策側の判断すべきことであるという、そういう見解をまとめさせていただいております。少なくとも原子力規制委員会は、40・60というのは、これは前委員長の様々な場所でお答えになっている考え方としては、タイミングであるという、そういうお答えになっていたかと思うのですけど、私もタイミングであるというふうに思っています。

○記者 ごめんなさい、本当に最後です。原子炉等規制法に運転期間の記述があるということの意味は何なのでしょう。

○山中委員長 少なくとも、その運転期間、我々が見解を申し述べることのできない運転期間についての定めと、高経年化した原子炉の安全規制と両方がセットになっているという、そういう認識でございます。

○記者 ごめんなさい。だったらどうしてそれを経産省が何か言うことができるのでしょうかねというのが疑問ですけど、そう思われませんか。立法政策だったのに、どうして経産省だけが一方的に言うのでしょうか。

○山中委員長 どなたが意見を述べられるかということについても我々、意見を申し述べる立場ではないという、そういう見解でございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

イワイさん。

○記者 2回目失礼します。日経のイワイです。

先ほど政権の要望は意識されていなかったという回答について、ちょっと重ねてお伺いしたいのですけれども、少なくとも原子力規制庁の方は年末までのスケジュールをかなり意識されていたように感じていまして、年末までにその委員会としての結論を得ないといけないというスケジュールを意識して運ぼうとされていたように感じていまして、これは一つの見方なのですけれども、その規制庁を通じて官邸やエネ庁が敷いたルールに委員会が乗かって議論が進んだというように見えてしまうと。そういった見られ方をするのは仕方がないことなのか、それとも、これも一つの疑念だと思うのですけれども、この疑念を抱かれないようにするためには何かその方策があるのか、いかがでしょうか。

○山中委員長 少なくとも私自身、継続的な安全規制が厳正にできるために、これまで、10月5日から検討をさせていただいたつもりで、期限を何か切ったつもりはございませんし、委員の先生方に自由に意見を言っていただいて、自由に議論をしてきたつもりです。これからもその議論は続けていくつもりですし、まだ法案の原案も出てきておりませんし、これからもまだまだ議論は続けていくことになろうかと思えます。

この点については、やはり国民の皆さんに分かりやすく説明をしていくことというのがやはり基本だろうと思えますし、その努力を私自身も努めないといけないというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ありますか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—